

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
1	実施要綱 3	参加資格について 役割の異なる連携先とコンソーシアムを結成して提出しても差し支えないでしょうか？ またその際はコンソーシアム協定書等の提出は必要でしょうか？	コンソーシアムでの提出は可能。様式第 2 号には代表事業者を記載すること。 その他の構成事業者は、任意様式で必要事項を記載し提出すること。 また、コンソーシアム協定書等、結成が確認できる書類を添付すること。 再委託の場合は提出不要。
2	実施要綱 3	参加資格について 実施主体の実績とは別に、コンソーシアムの連携先または再委託先の実績も提出しても差し支えないでしょうか？	業務実績は、実施主体の実績とする。
3	実施要項 3 (4)	再委託をする場合において、関係する全ての会社が P マーク取得事業者であるという認識で問題ないでしょうか。	認識のとおり。
4	実施要項3(6)	過去に本業務と同種または類似業務について受託した実績を 5 件以上有する事とありますが 5 件以下の場合は参加不可との認識で間違いないでしょうか。	認識のとおり。
5	実施要項 7 (2)	電子クーポンのデモンストレーションは提案書にキャプチャを貼り付けて口頭で説明するのではなく、スマートフォンで実際に動くサンプルを用意した方がいいのか。	指定はしない。理解しやすい方法とすること。

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
6	実施要項7 審査基準	デモンストレーションとは、例えば、スマートフォンにどのように電子クーポンを取込み、店舗でどのように使用するのか、あるいは、紙クーポンが届いたのち、どのように店舗で使用するのか、という一連の流れを、プレゼンテーション中に審査員に示すことを指すとありますが仕様を提案内容にまとめご説明するという事でしょうか。又は実際に使用する画面等をデモにて作成し、スマートフォンの画面を確認頂くという事でしょうか。	方法は指定しない。理解しやすい方法とすること。
7	実施要項 7 (2)	「あるいは、紙クーポンが届いたのち、どのように店舗で使用するのか」とあるが、電子か紙どちらかだけをデモンストレーションをすればいいという認識でしょうか。	両方とも示すこと。
8	実施要項 7 (2)	プレゼンテーション当日は、スクリーン・プロジェクター等は用意していただける想定でしょうか？それとも資料をベースにプレゼンをする必要がありますか？	スクリーンおよびプロジェクターは市で準備する。PC は準備しない。HDMI ケーブルを用意するが、その他必要なものがある場合、事前連絡すること。プレゼンにあたって投影資料使用の有無は指定しない。
9	実施要項7	審査会の出席人数の制限はございますでしょうか。デモンストレーションの関係も ございますので、よろしくお願いいたします。	計 4 名以内とする。
10	実施要項 7 (2)	プレゼンテーション審査は再委託者も参加可能でしょうか。また、プレゼンテーションの際は何名まで参加可能でしょうか。	参加可能。 計 4 名以内とする。

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
11	仕様書 5 (4)	想定されている参加店舗数をご教示ください。	参加店舗数は 500 店舗以上を想定。条件に合致する追加希望店舗は随時登録すること。
12	仕様書 8 および 仕様書 5(4)	対象店舗は彦根市全体で何店舗あるか。 また、何店舗程度の参画を想定しているか。	令和5年度の彦根市統計によれば、彦根市内の卸売業・小売業の総数は 1,013 事業所となっている。 参加店舗は 500 店舗以上を想定。条件に合致する追加希望店舗は随時登録すること。
13	仕様書5 (5)	説明会の実施回数や実施場所に指定はございますか	指定はない。 ただし、実施回数および実施場所については、費用対効果を十分に考慮の上、効果的な方法により実施すること。
14	仕様書 5 (7)	振り込みの回数の指定・ご希望はありますでしょうか？	少なくとも月 1 回以上とすること。
15	仕様書 5	参加店舗への振込は月 1 回で支障ないか。貴市で想定されている回数をお示しいただきたい。	少なくとも月 1 回以上とすること。

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
16	仕様書 5(8)	コールセンターの営業日・時間については彦根市役所の開庁日・時間と同等で良いか。	営業日および営業時間について市として指定はしない。 本業務の趣旨を踏まえ、問合せ対応に支障が生じない体制となるよう、適切な営業日・営業時間を提案すること。
17	仕様書 5(8)	コールセンターの所在地・電話番号(市外局番等)に彦根市内などの制限はあるか。	仕様書上、所在地および市外局番等の制限は設けていない。 ただし、市民対応および本市との連携に支障のない体制を確保すること。
18	仕様書 5(8)	コールセンターの最低回線数の指定はあるか。	最低回線数の指定は設けていない。 ただし、想定される問合せ件数に対し、滞留が生じない対応体制を確保すること。
19	仕様書 7 (2)	紙クーポンについても 1 円単位で利用可能とするという認識でしょうか？その際、参加店舗側でデジタル端末を利用するということを想定しておりますか？	いずれも、認識のとおり。
20	仕様書 7 (2)	参加店舗側でデジタル端末を利用するとした場合、端末については委託費に含めるという認識でよろしいでしょうか？	一般的な端末で、店舗が保有していない場合の端末費用は委託費に含めない。
21	仕様書 7 (2)	電子クーポンの端末は、ウェブアプリ・ネイティブアプリ・その他(LINE ミニアプリ)等の市・市民にとって一番最適なものをご提案するのが望ましいという認識でよろしいでしょうか？	認識のとおり。

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
22	仕様書 7(3)イ	電子クーポンが困難な対象者についての基準があるか。	電子クーポンの利用が困難な者について、明確な基準は設けていない。 スマートフォン等の端末を保有していない者や、電子機器の操作が困難な者等を想定している。
23	仕様書 7 (3)	クーポンの使用方法 電子クーポンと紙クーポンの重複受け取り防止のために配布時期をずらす運用を提案することは可能でしょうか	提案を妨げない。
24	仕様書 7 (3)	例えば、世帯員分のクーポンを一人のアカウントで取得を可能にするといった、「電子クーポンを他世帯員が代わりに取得する」という運用は望ましいでしょうか。	差し支えない。
25	仕様書 7(5)	付着返戻分について 付着返戻分について数量の目安はありますでしょうか？	過去類似事業では約 900 件の不着返戻があった。 ただし、今回不着返戻数の想定数は設けていない。
26	仕様書 7(3) および 仕様書 5(3)	給付金通知用の封筒について彦根市様より提供はあるか。 もしくはデータ提供などはいただけるか。専用封筒買取の場合、料金をご教示いただきたい。	封筒現物の提供および封筒印刷用の版下データの提供はいずれも行わない。 なお、発送に必要な宛名データは市から提供する。 封筒の作成および調達に要する経費は委託料に含まれるものであり、専用封筒の買取単価等について市として定めはない。

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
27	仕様書 7(3)ウ	利用者向けの案内書面については、配送完了が追跡できるものである必要はあるか。	案内書面のみを送付する場合は、配達完了の追跡は不要とする。 ただし、クーポンを同封する場合は、対面受領により確実な受領が確認できる方法で送付すること。
28	仕様書 7 (3)	2次元コード通知時に世帯全員分の情報をハガキ等にまとめ一枚で通知してもよいのか。	不可とする。 単なる案内通知として送付する場合は普通郵便でも可とするが、二次元コードをクーポンとして送付する場合は、配達完了が確認できる方法により送付すること。
29	仕様書7 (3)	シリアルコード等を記載した書面も「本人受領する方法により発送」との認識で間違いはないでしょうか。	概ね認識のとおりである。 対面での受領が確認できる方法により送付することを想定している。
30	仕様書7 (3)	シリアルコード、二次元コード等の送付及び希望者の紙クーポン送付について想定している方法はございますか。 例えば、「シリアルコード等を記載した書面の送付→紙クーポン希望意思の確認→希望者のみ紙クーポンの送付」の方法のみなど限定はございますか	送付方法について指定はしない。 電子クーポン付与後に希望者へ紙クーポンを交付する方式、または二次元コード等を記載した媒体の送付により電子・紙の双方で利用可能とする方式のいずれも想定している。 事業の確実性、効率性及び誤送付防止の観点を踏まえ、適切な方法を提案すること。
31	仕様書 8	参加店舗の取り扱いについて 参加店舗数の目安はありますでしょうか？ また参加店舗募集に係るツール等の内容や数量の目安はありますでしょうか？	参加店舗数は 500 店舗以上を想定。条件に合致する追加希望店舗は随時登録すること。 参加店舗には必要なアプリ等を無償提供すること。 参加店舗であることを示す掲示物を配布すること。数量は店舗数分。

## 彦根市生活応援クーポン事業業務委託公募型プロポーザル質問回答書

No.	資料該当箇所	質問内容	回答
32	仕様書 8 (1)	参加店舗の業種について、無店舗型のサービスを提供する事業者は含まれますか？	無店舗型サービスのうち、インターネット販売等は対象外とする。 ただし、移動販売および配達型サービスは対象に含む。
33	仕様書 8	参加店舗数の KPI や、店舗の想定数はございますか	参加店舗数に関する KPI は設定していないが、 参加店舗は 500 店舗以上を想定している。 なお、実施期間中に参加希望があり、条件に合致する店舗は随時登録すること。
34	提出書類一覧 8 (2)イ・キ	責任者や担当者は社員限定でしょうか。 また事務局やコールセンター設置場所に制限はございますか。(彦根市内、滋賀県内など)スタッフ人数の指定はございますか)	いずれも指定はない。
35	評価基準表 (9)市民対応	対象となる外国籍住民の人数、対応すべき言語についてご教示ください。	対応言語は、英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語を想定している。 令和 7 年の滋賀県の調査によれば、彦根市の住民基本台帳に登録されている外国籍住民は 4,269 人である。 ただし、本事業においては、受託事業者が各言語版のホームページを作成し、日本語の案内文等に当該ページへリンクする二次元コード等を掲載する方法を想定しており、対応言語ごとに送付物を翻訳することは想定していない。
36	提出書類 7	支店名で参加申請をする場合、委任状は必要か。	支店の代表者名で参加申請を行い、契約も当該支店の代表者名で締結する場合は不要である。 本社の代表者名で参加申請および契約を行い、プロポーザル手続のみを支店に委任する場合は委任状を要する。